

# 登記の窓口相談事前予約制のお知らせ

新潟地方法務局

☆平成27年11月2日から、登記に関する窓口相談は、全て事前予約制により行っています。

## 【事前予約制を行う理由】

現在、新潟地方法務局内の登記手続きに関する窓口相談が年々増加しており、窓口相談に来庁されるお客様を長時間お待たせするなどの御迷惑をおかけする場面が多くなりました。

そこで、一定の時間に集中する窓口混雑を解消し、お客様の御都合に合わせた時間に、お待たせすることなく、窓口相談を公平・円滑に行うため、平成27年11月2日から、登記手続きに関する窓口相談について、順番制から事前予約制へと変更させていただきました。

御理解と御協力をお願いします。

注) なお、予約をしているお客様を優先いたしますので、予約をしていないお客様の窓口相談は、予約が空いている時間へのご案内となりますので、御理解と御協力をお願いします。

### 事前予約用ダイヤル

不動産登記部門	025-226-0951	法人登記部門	025-226-0955
長岡支局	0258-33-5511	三条支局	0256-33-1346
柏崎支局	0257-23-5226	新発田支局	0254-24-7101
新津支局	0250-22-0501	十日町支局	025-752-2575
村上支局	0254-53-2390	糸魚川支局	025-552-0356
上越支局	025-525-4181	佐渡支局	0259-74-3787
南魚沼支局	025-772-2164		

## 【事前予約制について】（御案内）

- 1 事前予約は、相談希望庁の事前予約用ダイヤルに電話し、職員にその旨を申し出ていただくことで受付させていただきます。  
なお、窓口来庁時に申し出ていただくことでも受付させていただきます。
- 2 事前予約の際には、相談者の方の氏名、連絡先、相談内容をお知らせいただきます。
- 3 お客様のご希望の日時を申し入れていただき、ご希望日時と照らし合わせて、空いている時間を示させていただきます。お客様が予約日時を了承されたところで、事前予約登録をさせていただきます。
- 4 その際、相談時にお持ちいただく必要のある書類等についてお知らせします。
- 5 相談は、1回30分以内とさせていただきます。1回で終わらない場合は、その場で次の予約をしていただくこととなります。
- 6 予約当日は、時間までに必ず来庁願います。来庁できない場合、10分以上遅れる場合には、その旨を連絡願います。連絡がない場合には、事前にお知らせをいただいている連絡先に連絡をさせていただきますことがあります。
- 7 事前予約なしで来庁された相談者の方については、当日もしくは別日の空いている時間を御案内をさせていただきますこととなります。
- 8 窓口相談は、一般申請人の方を対象とするものです。資格者代理人（司法書士、その補助者、弁護士等）の方については、書面で相談票を提出願います。
- 9 ご不明な点は、登記部門の窓口職員にお尋ねください。